

令和 7 年 10 月 17 日 開 会

定 例 市 議 会 議 案

草 津 市

提出議案

議第64号	草津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	2
議第65号	財産の取得につき議決を求めることについて……………	4
議第66号	令和6年度草津市一般会計歳入歳出決算	
議第67号	令和6年度草津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	
議第68号	令和6年度草津市財産区特別会計歳入歳出決算	
議第69号	令和6年度草津市学校給食センター特別会計歳入歳出決算	
議第70号	令和6年度草津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算	
議第71号	令和6年度草津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	
議第72号	令和6年度草津市水道事業会計利益の処分および決算の認定について……………	6
議第73号	令和6年度草津市下水道事業会計利益の処分および決算の認定について……………	8
議第74号	令和7年度草津市一般会計補正予算（第3号）	
議第75号	令和7年度草津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	
議第76号	令和7年度草津市財産区特別会計補正予算（第1号）	
議第77号	令和7年度草津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	
議第78号	令和7年度草津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
議第79号	草津市議会議員および草津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案……………	10
議第80号	草津市消防団条例および草津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案……………	13
議第81号	市道路線の認定につき議決を求めることについて……………	19
議第82号	市道路線の廃止につき議決を求めることについて……………	26

議第 6 5 号

財産の取得につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 0 月 1 7 日

草津市長 橋 川 渉

財産の取得につき議決を求めることについて

次のとおり財産を取得することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年草津市条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

財産の種類	集中型防災備蓄倉庫
取得価格	42,460,000円
取得の相手方	大津市朝日が丘一丁目1番5号 オリエントハウス株式会社滋賀支店 支店長 茅 本 健 三

議第72号

令和6年度草津市水道事業会計利益の処分および決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和7年10月17日

草津市長 橋 川 渉

令和6年度草津市水道事業会計利益の処分および決算の認定について

令和6年度に生じた草津市水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき議決を求めるとともに、令和6年度草津市水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定に基づき別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

令和6年度水道事業会計決算書

議第 7 3 号

令和 6 年度草津市下水道事業会計利益の処分および決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 0 月 1 7 日

草津市長 橋 川 渉

令和6年度草津市下水道事業会計利益の処分および決算の認定について

令和6年度に生じた草津市下水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき議決を求めるとともに、令和6年度草津市下水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定に基づき別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

令和6年度下水道事業会計決算書

議第 7 9 号

草津市議会議員および草津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部
を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 0 月 1 7 日

草津市長 橋 川 渉

草津市議会議員および草津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の

一部を改正する条例

草津市議会議員および草津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年草津市条例第17号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第7条 《現行どおり》 （選挙運動用ビラの公費の支払） 第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 第9条～第10条 《現行どおり》 （選挙運動用ポスターの公費の支払） 第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、	第1条～第7条 《省略》 （選挙運動用ビラの公費の支払） 第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 第9条～第10条 《省略》 （選挙運動用ポスターの公費の支払） 第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、

改正後	改正前
その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該ポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 第12条～第13条 《現行どおり》	その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該ポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 第12条～第13条 《省略》

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の草津市議会議員および草津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用する。

議第 80 号

草津市消防団条例および草津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の
一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 10 月 17 日

草津市長 橋 川 渉

草津市消防団条例および草津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

(草津市消防団条例の一部改正)

第1条 草津市消防団条例(昭和38年草津市条例第16号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第19条第2項および<u>第23条第1項</u>の規定に基づき、<u>草津市</u>消防団員(以下「団員」という。)の<u>定員</u>、任免、服務および給与について必要な事項を定めるものとする。 (定員) <u>第2条</u> 団員の定数は、274人とする。 (団員の種類) <u>第3条</u> 団員の種類は、基本団員および機能別団員とする。 2 基本団員は、機能別団員以外のすべての団員とする。 3 機能別団員の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1) 外国人支援団員 (2) 災害時支援団員 <u>第4条</u> 《現行どおり》 《改正前を削る》 (欠格条項) <u>第5条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 第9条第1項の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) 1年以上の長期にわたり市内の居住地を離れて生活することを常とする者または本市に通勤し、もしくは通学することがなくなつた者。ただし、第7条に規定する休団をしている場合を除く。 <u>第6条</u> 《現行どおり》 (休団制度) <u>第7条</u> 団員(班長以上の階級に属している者	(趣旨) 第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第19条第2項および<u>第23条</u>の規定に基づき、<u>本市</u>消防団員(以下「団員」という。)の任免、服務および給与について必要な事項を定めるものとする。 《改正後に新設》 《改正後に新設》 <u>第2条</u> 《省略》 (定員) <u>第3条</u> 団員の定数は、274人とする。 《改正後に新設》 <u>第4条</u> 《省略》 《改正後に新設》

改正後	改正前
および災害時支援団員を除く。以下この条において同じ。)は、転勤、育児または介護等で長期にわたり消防団の職務に従事できないときは、団長の承認を受け、3年を超えない範囲内で団員の身分を保有しつつ、その職務を休職すること（以下「休団」という。）ができる。この場合において、団員は、休団を開始した日から3年を超えない範囲内で休団を延長することができる。 2 休団中の団員については、第11条の規定は適用しない。 3 第1項の規定による承認は、休団中の団員が第9条第1項に規定する停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。 4 休団をしていた団員は、前回の休団期間後における最初の4月1日から2年間勤務した後でなければ、休団をすることができない。ただし、団長が特に必要と認める場合は、この限りでない。 （分限処分等） 第8条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反して降任し、または免職することができる。 (1) 勤務実績が良くない場合 (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合 (3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合 (4) 職制もしくは定数の改廃または予算の減少により廃職または過員を生じた場合 2 団員は、第5条第1号または第3号に該当したときは、その身分を失う。 （懲戒処分） 第9条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>懲戒処分として、戒告し、停職にし、または免職することができる。</u> (1)～(3) 《現行どおり》 2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。 《改正前を削る》	《改正後に新設》 （懲戒処分） 第5条 団員であつて次の各号のいずれかに該当する<u>ものがあるときは、任命権者はこれを懲戒するものとする。</u> (1)～(3) 《省略》 《改正後に新設》 第6条 前条の懲戒は、次の区分によりこれを行う。 (1) 免職 (2) 停職 (3) 戒告 2 懲戒処分は、その旨を記載した書面を当該団員に交付して行うものとする。 3 停職は1月以内の期間を定めてこれを行う。

改正後	改正前
《改正前を削る》 (休団、分限および懲戒の手続) 第10条 休団、分限および懲戒に関する手続については、規則で定める。 (服務規律) 第11条 《現行どおり》 2 団員は、招集によつて出動し、<u>職務に従事する</u>ものとする。 3 団員は、招集を受けない場合であつても、災害（<u>火災、風水害</u>または地震等の災害をいう。<u>ただし、機能別団員にあつては、市民等の避難を伴う風水害または地震等の災害をいう。</u>以下同じ。）の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、<u>職務に従事</u>しなければならない。 4 <u>基本団員</u>は、常に消防の任務に従つて行動し、次の<u>各号</u>を遵守しなければならない。 (1) 《現行どおり》 (2) 7日以上居住地を離れる場合は、<u>任命権者</u>に届け出ること。ただし、特別の事情がない限り<u>基本団員</u>の半数以上が同時に居住地を離れないこと。 (3)～(4) 《現行どおり》 5 機能別団員は、前項第1号、第3号および第4号を遵守しなければならない。 (報酬) 第12条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 <u>団員が年度の中途においてその職に就いたとき、年度の中途において退職し、免職され、停職にされ、失職し、もしくは死亡したとき、または年度の中途において休団をしたときは、月割りにより算出して年額報酬を支給する。この場合において、1月未満の端数が生じる月は、その月を1月として計算する。ただし、懲戒処分を受けた場合または第5条第1号に該当したことにより失職した場合は、懲戒処分を受けた日</u>	(分限処分) 第7条 任命権者は、職制もしくは定数の改廃または予算の減少により廃職または過員を生じたときは、その意に反して降任または免職することができる。 2 前条第2項の規定は、前項の場合これを準用する。 《改正後に新設》 (服務規律) 第8条 《省略》 2 団員は、招集によつて出動し、<u>服務する</u>ものとする。 3 団員は、招集を受けない場合であつても、災害（<u>水火災</u>または地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、<u>服務</u>しなければならない。 4 <u>団員</u>は、常に消防の任務に従つて行動し、次の<u>事項</u>を遵守しなければならない。 (1) 《省略》 (2) 7日以上居住地を離れる場合は、<u>団長は市長に、その他の団員は団長</u>に届け出ること。ただし、特別の事情がない限り<u>団員</u>の半数以上が同時に居住地を離れないこと。 (3)～(4) 《省略》 《改正後に新設》 (報酬) 第9条 《省略》 2 《省略》 3 <u>年額報酬は、新たに団員となつた者はその月から、退職または死亡した者は当月分までを、月割計算をもつて支給する。</u>

改正後

または失職した日の属する月を除いて計算するものとする。

4 年額報酬は、年度を単位として6月ごとに年額を分割して支給する。ただし、月割りにより支払を行う必要が生じた場合は、そのつど支給する。

5 年額報酬は、第2項の規定にかかわらず、団員が年度を通じて消防団の職務に従事しないとき、または休団の期間中は、支給しない。この場合において、前項の規定にかかわらず団員が6月の間に職務に従事しなかつたときは、年額報酬の支給を留保することができるものとし、次の6月の間に勤務実績があつた場合は、年額を一括で支給できるものとする。

6～7 《現行どおり》

第13条～第15条 《現行どおり》
(退職報償金)

第16条 団員が退職したときは、草津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年草津市条例第29号）の定めるところにより、その者（死亡による場合にはその者の遺族）に退職報償金を支給する。

《改正前を削る》

第17条 《現行どおり》
別表第1（第12条第2項関係）

種類	階級	1年につき
基本団員	《現行どおり》	《現行どおり》
機能別団員	外国人支団員	36,500円
	援団員	
	災害時支団員	12,000円
	援団員	

別表第2（第12条第6項関係） 《現行どおり》

改正前

4 年額報酬は、毎年9月および3月に年額を分割して支給する。ただし、退職または死亡した場合は、そのつど支給する。

《改正後に新設》

5～6 《省略》

第10条～第12条 《省略》
(退職報償金)

第13条 団員が退職した場合においては、その者（死亡による場合にはその者の遺族）に退職報償金を支給する。

2 退職報償金の額および支給方法については、草津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年草津市条例第29号）により支給する。

第14条 《省略》
別表第1（第9条第2項関係）

《改正後に新設》	区分	1年につき
《改正後に新設》	《省略》	《省略》
《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》
	《改正後に新設》	《改正後に新設》

別表第2（第9条第5項関係） 《省略》

（草津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第2条 草津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年草津市条例第29号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第4条 《現行どおり》 第4条の2 非常勤消防団員が、<u>次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間は勤務年数に算入しない。</u> (1) 草津市消防団条例（昭和38年草津市条例第16号。以下「消防団条例」という。）第7条の規定により休団をしていた期間がある場合 (2) 消防団条例第9条第1項の規定により停職処分を受けていた期間がある場合 (3) 年度を通じて勤務しなかったことが明らかである場合 2 前項第1号の場合において、月の途中で休団を開始したとき、または月の途中で休団から復帰したときの勤務年数に算入しない期間は、当該月を除く勤務しなかった期間の月数とする。 3 第1項第2号の場合における勤務年数に算入しない期間は、当該処分を受けた日の属する月数とする。 第5条～第5条の2 《現行どおり》 （退職報償金支給の制限） 第6条 《現行どおり》 (1) <u>消防団条例第5条第1号の規定により団員の資格を失った者</u> (2) <u>消防団条例第9条第1項の規定により懲戒処分を受けて免職となつた者</u> (3) <u>消防団条例第9条第1項の規定により懲戒処分を受けて停職となつた者。ただし、停職処分の満了日以後における最初の4月1日から2年間勤務し、かつ、消防団条例第8条第1項第1号に該当しない者を除く。</u> (4) <u>消防団条例第3条第3項第2号に規定する災害時支援団員</u> (5) 《現行どおり》 第7条～第9条 《現行どおり》	第1条～第4条 《省略》 第4条の2 非常勤消防団員が、<u>一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない。</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 第5条～第5条の2 《省略》 （退職報償金支給の制限） 第6条 《省略》 (1) <u>拘禁刑以上の刑に処せられた者</u> (2) <u>懲戒免職者またはこれに準ずる処分を受けて退職した者</u> (3) <u>停職処分を受けたことにより退職した者</u> (4) <u>勤務成績が特に不良であつた者</u> (5) 《省略》 第7条～第9条 《省略》

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、改正前の草津市消防団条例および草津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づき行われた処分その他の行為については、なお従前

の例による。

議第 8 1 号

市道路線の認定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 0 月 1 7 日

草津市長 橋 川 渉

市道路線の認定につき議決を求めることについて

次のように市道路線を認定することにつき、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定に基づき、議会の議決を求める。

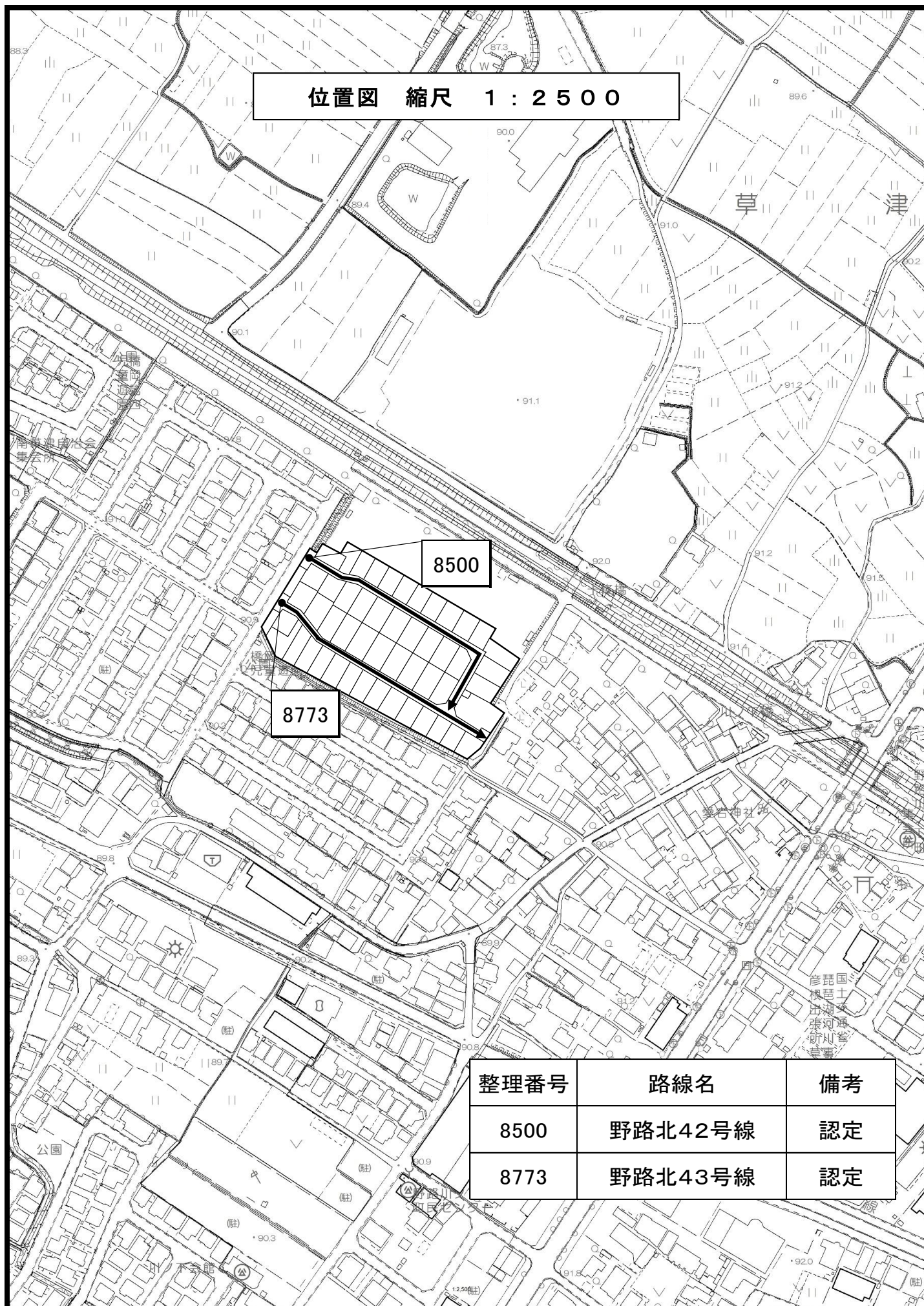
記

整理番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
５２７７	駒井沢２７号線	草津市駒井沢町字納豆田	
		草津市駒井沢町字納豆田	
５２７８	駒井沢２８号線	草津市駒井沢町字渡り合	
		草津市駒井沢町字渡り合	
８５００	野路北４２号線	草津市橋岡町字下新溜池	
		草津市野路町字牛ヶ町	
８７７３	野路北４３号線	草津市橋岡町字下新溜池	
		草津市野路町字牛ヶ町	
８７７４	南笠西９３号線	草津市矢橋町字一町田	
		草津市矢橋町字一町田	
８７７５	南笠西９４号線	草津市矢橋町字一町田	
		草津市矢橋町字一町田	
９７５１	追分南８０号線	草津市追分南五丁目字丸尾	
		草津市追分南五丁目字丸尾	
９７５２	山寺西２５号線	草津市山寺町字十徳	
		草津市山寺町字十徳	

位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0



整理番号	路線名	備考
5277	駒井沢27号線	認定
5278	駒井沢28号線	認定



位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0

8500

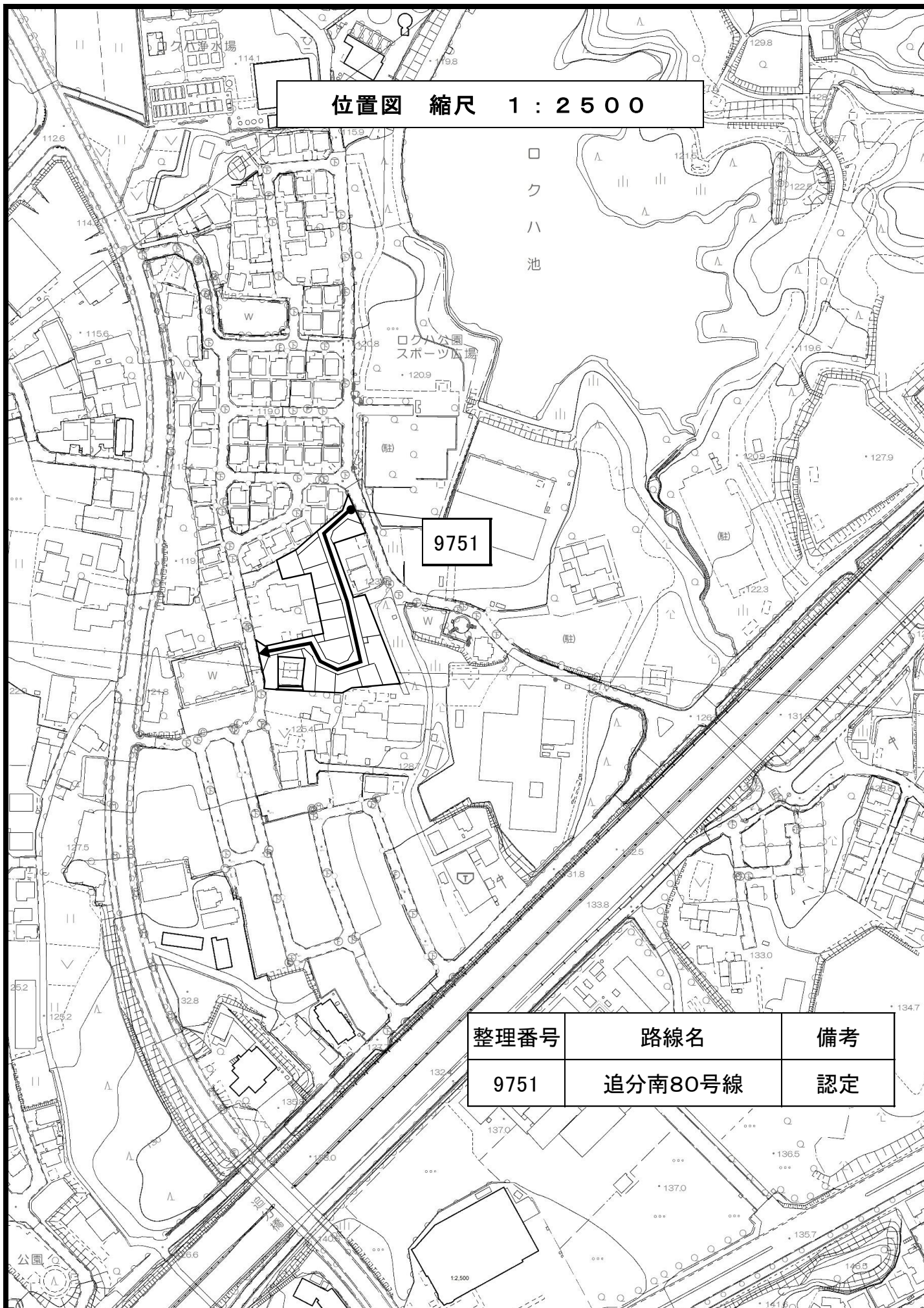
8773

整理番号	路線名	備考
8500	野路北42号線	認定
8773	野路北43号線	認定



位置図 縮尺 1 : 2500

整理番号	路線名	備考
8774	南笠西93号線	認定
8775	南笠西94号線	認定





整理番号	路線名	備考
9752	山寺西25号線	認定

議第 82 号

市道路線の廃止につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年 10 月 17 日

草津市長 橋 川 渉

市道路線の廃止につき議決を求めることについて

次のように市道路線を廃止することにつき、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

整理番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
５２６９	集１７号線	草津市川原町字赤子塚	
		草津市川原町字納豆田	

位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0

5269

整理番号	路線名	備考
5269	集17号線	廃止